

【取扱い厳重注意】

406

平成23年11月25日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 飯崎 準

平成23年11月15日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県葛尾村役場	住民生活課長	半澤富二雄
	地域振興課長	松本 松男

2 聴取日時

平成23年11月15日午後2時00分から同日午後3時50分まで

3 聴取場所

葛尾村役場三春出張所

4 聴取者

飯崎補佐

※ 複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

避難措置について

別紙のとおり

第3 特記事項

なし

【取扱い厳重注意】

別紙

1 被聴取者の身分

半澤課長は、住民避難を担当していた者、松本課長は、避難区域の住民への説明や家畜の安楽死等を担当していた者である。

2 震災後の状況

震災後、3/11 は電話が通じていたものの、3/12 になって、一般電話は何度かかければつながる状態に、携帯電話はほとんどつながらない状態になった。3/13 からは一般電話も含めてつながらない状態となった。

葛尾村では、村内全世帯に光ケーブル（IP 電話）を敷いていたため、村内同士は IP 電話でやり取りをすることができたが、3/13 からは村外へは連絡できない状態になった。

聞くところでは、富岡局が地震でダウンしたため、双葉郡は全域で不通になったということである。

3/14 に、県対策本部の手配で NTT から衛星電話が 1 台村に貸与された。

3 3/12 5:44の第一から半径10km、18:25の第一から半径20kmの避難指示

3/12 の 1F から 10km の避難が出た後、浪江町、双葉町及び大熊町からの避難住民の受け入れを行った。避難者の食事は役場庁舎で炊き出しを行い提供した。

この日の午後、時間ははっきりとした記録がないものの、駐在が役場に慌ただしく入ってきて、「原発が爆発した。避難して下さい」と伝えられた。

我々は、避難した方がいいのではないかと思ったが、村長は、「国や県から避難の指示があるはずだから、指示がないうちは心配するな」と冷静な対応を求めた。

夕方 6 時 30 分頃になって、1F から 20km に避難指示が出たことをテレビで知ったため、地図でどこまでの区域が 20km 圏に含まれるを確認した後、IP 電話で対象住民に避難指示を行った。この時の範囲内世帯数は 27 世帯で 96 名であった。

4 その後の状況

3/12 の水素爆発の影響で、どの程度線量が増加したかを把握する必要があると考え、村では福島県に対してモニタリングポストの要請を行い、その結果、3/13 の午後 3 時に静岡県から可搬式のモニタリングポストが運ばれてきた。この時の線量は、0.038 μ Sv/h であったが、モニタリング結果を 1 時間おきに無線で村内に広報した。

3/13 以降も原子炉の状況が危ないということが報道されており、いざという時の避難体制や避難先等の避難計画は準備していたが、村長は、村独自の避難指示について、躊躇している状態であった。

3/14 には、3 号機の爆発等の報道がされたため、役場内で自主的に避難をすべきだという声が強まったが、村長は、国からの指示があるまで待とうという態度であり、避難を決めかねていた。

ところが、3/14 の午後 9 時 5 分頃、広域消防署職員から「オフサイトセンターが避難した」という連絡が入ったため、村長も、住民の生命が最優先であるとして、避難を決

【取扱い嚴重注意】

断した。

そこで、事前に計画していた福島市のあづま総合運動公園に避難することを決め、住民に対して役場前への集合を午後 10 時 15 分までとして連絡し、村のバス 5 台と公用車を用いて避難を行った。マイカーのある住民は、マイカーで避難してもらった。

道路は渋滞しておらず、日付が変わる前にはあづま総合運動公園に到着した。この時避難した者は、612 名と記録されている（全村民は約 1500 名）。

翌 3/15 の朝、2 号機が水素爆発したとの報道があり、村では、福島市内も危ないのではないかと判断し、県振興局を介して会津坂下町を避難先として紹介してもらい、ここに避難することを決め、住民に対して説明を行った後、午後 1 時半にはあづま総合運動公園を出発し、夕方頃、会津坂下町に到着した。

この時は、ここから更に遠くへ避難することを考えており、新潟県か山形県に避難先を見つけるつもりでいたが、会津坂下町で手厚い支援を受けたため、更なる避難をするのではなく、ここに止まることを決め、以後は会津坂下町で避難生活を送った。

後に公表された SPEEDI によると、3/16 以降、北西方向に放射性物質が拡散しており、この範囲には葛尾村も含まれるため、3/14 時点で避難を決断して良かったと思っている。

その後、三春町内に葛尾村民の仮設住宅を建設してもらうことになったため、8 月 11 日までに役場機能を三春町内に移転した。

なお、村長が当初自主避難をためらったのは、村は畜産業でもっており、住民数の倍以上の家畜を飼養しているため、避難となると、家畜の補償問題が当然持ち上がり、国からの指示を待たずに独自に避難すると村で補償しなければならなくなるという考えがあったのではないかと推察する。

オフサイトセンター退避の情報が避難決定の決め手となったのだが、もし、SPEEDI の情報が公表されていれば、これも村として避難を決める一つの判断材料になっていたかもしれない。

5 その他

畜産でもっている葛尾村にとって、警戒区域内での家畜の処分指示は非常に重いにも関わらず、国は指示のみで、家畜の所有者に対する説明は、我々役場職員に任せられた。

私（松本課長）は、関係住民の説得に当たったが、厳しいことを言われ続け、何とか説得して安楽死させたが、その時も、線量の高い警戒区域内に入って作業しなければならず、しかも、牛が暴れないように所有者と一緒に牛を押さえつけることもやった。

当初は、処分した牛を土中に埋めないように言われていたため、埋葬してやることもできず、ビニールシートを被せるだけで戻ってきたが、後に、埋めてもよいとの指示が来たため、再度警戒区域に入って作業することになった。このことも、住民から厳しいお叱りを受ける原因になったが、こういった地元への説得は我々役場職員に押し付けられた。

以 上